

別紙第2

和 解 条 項

- 1 被告らは、原告に対し、既払金（独立行政法人日本スポーツ振興センターからの災害共済給付金2897万0692円（内訳 医療費97万0692円、死亡見舞金2800万円））を除き、連帯して、本件和解金として2500万円の支払義務があることを認め、これを平成22年4月15日限り、別途原告が指定する銀行口座に振り込んで支払う。
- 2 被告滝川市は、原告に対し、本件発生後に、学校及び滝川市教育委員会（以下「市教委」という。）が原告を含む友音の遺族（以下「原告ら」という。）に対する適切な対応を怠ったこと、手紙（遺書）の存在を踏まえた早期の調査を怠ったこと、平成17年9月20日付けの市教委の事故報告書（第1次）において、「地域との交流が極端に少ない家庭のようだ」、「人の物を黙って見たりして、きらわれていた」など友音及び原告らの尊厳を毀損する内容を記載したこと、及び、友音の自殺の原因がいじめにあったにもかかわらず、平成18年10月2日に別紙第1に記載した記者会見を行ったことについて謝罪する。
- 3 被告北海道は、原告に対し、市教委に対する適切な指導・助言を十分に行わなかったために別紙第1の2に記載した事態を生じさせたこと、及び、入手していた手紙（遺書）の写しが所在不明になったことにより原告らの心を傷つけたことについて謝罪する。
- 4 被告北海道は、本件を教訓として、今後、本件と同種の事件について、北海道内の市町村教育委員会に対し、次のとおり指導する。

「真相究明のために、必要に応じて、第三者による調査等を行い、また、被害者及びその親族の意見を聴く機会を設けること。」
- 5 被告滝川市は、今後、本件と同種の事件について、真相究明のために、必要に応じて、第三者による調査等を行い、また、被害者及びその親族の意見を聴く機会を設ける。

- 6 被告北海道は、本件と同種の事件の再発防止のため、本件和解調書の写しを北海道内の市町村教育委員会に送付し、同教育委員会に対し、本件和解の内容を教職員に周知徹底するよう指導する。
- 7 被告滝川市は、本件和解の骨子を広報たきかわに掲載する。
- 8 原告はその余の請求をいずれも放棄する。
- 9 原告と被告らは、原告と被告らとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- 10 訴訟費用は各自の負担とする。

以 上